





# Convention on Biological Diversity

配布 GENERAL

CBD/CP/MOP/DEC/9/5 2018年11月30日

原本:英語

バイオセーフティに関するカルタへナ議定書の締約国 の会合としての役割を果たす生物多様性条約締約国 会議

第9回会合

シャルム・エル・シェイク(エジプト)、2018年11月17~29日 議題第 10 号

#### バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締約国により採択された決定

9/5. Monitoring and reporting (Article 33)

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締約国の会合としての役割を果たす締 約国会議

決定BS-VI/15で規定された背景情報の適用に努めると同時に、完全かつ正確な情報を確実に取得する趣旨で、第4回国別報告書の改訂書式を作成するよう事務局長に対し要求した決定CP-VIII/14を*想起しつつ*、

事務局長が提案した第4回国別報告書の改訂書式の原案<sup>1</sup>を条約実施補助機関がその第2回会合で再検討することを*歓迎しつつ*、

生物多様性条約及びその議定書に基づく国別報告の調和を改善する、生物多様性関連条約及びリオ3条約及び持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>2</sup> 及び持続可能な開発目標のための報告ツール間の協働を強化することの重要性を*認識しつつ*、並びにこの点に関してこれまでなされた経過を*留意しつつ*、

- 1. 提出された追加の第3回国別報告書を*歓迎し*、まだ第3回国別報告書を提出していない締約国に対し、できる限り速やかに提出するよう*緊急性をもって求め*³、
- 2. ここに附属する報告書式を採択し、バイオセーフティに関するカルタへナ議定書の実施に関する第4回国別報告書に本書式を使用するよう締約国に要求し、
- 3. 必要に応じて、原住民及び地域社会を含む全ての関連各国の利害関係者が関わる協議プロセスを通じて国別報告を作成するよう締約国に依頼し、
- 4. 締約国に対し報告書式の全ての質問に回答するよう*奨励し*、4回目の評価を円滑に進め、カルタヘナ議定書の有効性及び2011~2020年期間のバイオセーフティに関するカ

2

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup>CBD/SBI/2/22、セクション I、勧告2/13を参照

<sup>2 2015</sup>年9月25日国連総会共義70/1

アンゴラ、アゼルバイジャン、ベリーズ、カーボベルデ、ジブチ、ヨルダン、リビア、モンテネグロ、ナウル、パブアニューギニア、カタール、サウジアラビア、セルビア、セーシェル、パレスチナ、及びシリア。

#### CBD/CP/MOP/DEC/9/5 2ページ

ルタヘナ議定書の戦略計画の最終評価<sup>4</sup>を再検討するために第4回国別報告書を期限内に提出 する重要性を強調し、

- 5. 以下の条件で、バイオセーフティに関するカルタへナ議定書の実施に関する第4回国別報告書を事務局に提出するよう締約国に*要求し*、その他の政府に対し同報告書を提出するよう依頼する。
  - (a) 国際連合の公用語、
- (b) 第4回国別報告書を検討する予定の、カルタヘナ議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第10回会合の12カ月前、
- (c) 望ましくは、バイオセーフティに関する情報交換センターを通じてオンラインで、又はこの目的のために事務局を通じて入手できるようになる当該書式にカルタヘナ議定書の中央連絡先担当者の正式な署名を入れたものを用いてオフラインで、
- 6. オンライン報告ツールの中で、当該締約国が提出した以前の国別報告書に記載された回答を表示して選択するオプションを引き続き利用できるよう事務局長に*要求し*、
  - 7. 国別報告書のオフライン提出を引き続き推進することも事務局長に要求し、
- 8. 資金供与の仕組みに関する指針を採択する際に、地球環境ファシリティに対し、カルタへナ議定書に基づく第4回国別報告書の作成及び提出を円滑に進められるよう適格な締約国への拠出を適切な時期に利用できるよう依頼することを締約国会議に対し*勧告し*、
- 9. 決定14/27に記載された生物多様性条約締約国会議の案内を*受諾し*、及び2023 年に開始する国別報告周期と同期することを*決定する*。

\_

<sup>4</sup> 決定BS-V/16、附属書 I。

#### 附属書

# バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書に基づく第4回国別報告書の改訂書式の原案 報告書の出所

Ι.		<b>14</b>
報台	告書の連絡者	
2.	連絡者の名前:	北橋 義明
3.	連絡者の肩書き:	外来生物対策室長
4.	組織:	環境省
5.	住所:	〒100-8975 東京都千代田区電が関1-2-2
6.	電話番号:	+81-3-3581-3351
7.	FAX番号:	+81-3-3581-7090
8.	Eメール:	bch@env.go.jp
9.	この報告書の作成に協力又は参加した組 織及び利害関係者:	日本国政府関係7省
提出	Ħ	
10.	提出日:	年 月 日
11.	この報告書の対象期間:	期間:2015年10月から2019年9月まで
報告 <sup>:</sup>	者の署名5	

重要:この報告書に含まれる情報の分析を容易にするため、締約国は、バイオセーフティに関する情報交換センターを経由して報告書を提出するか、又は、署名付きの最初のページのスキャンコピーとともにMS Word形式の報告書を E-メールに添付して以下の事務局メールアドレスへ送付することが推奨されます。 secretariat@cbd.int. この報告書は、ファックス、郵便又はMS Word形式以外の電子媒体では送らないでください。

<sup>5</sup> この文書は、CBD事務局によりこの文書に記載された情報をさらに加工するため、MS Wordの保護された形式として公開されています。文章記入欄及びチェックボックスのみ変更が可能です。文書への記入が終わった時点で保存した後、最初のページを印刷し、署名して〈ださい。本書式は、以下のBCHのURLから、電子版で作成することも可能です。「リンク先を追加

12.	あなたの国がバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(CPB)の締約国でない場合は、締約国になるために国として実施しているプロセスはありますか?	<ul><li>□ はい</li><li>□ いいえ</li></ul>
13.	詳細を以下に記入してください。 [記入欄	1
	第2条	 −般規定
第2	条では、締約各国に対し、この議定書に基づく 措置、行政上の措置、その他の指	義務を履行するため、必要かつ適当な法律上の 詩置をとるよう要求しています
14.	あなたの国は、この議定書を実施する ため、必要とされる国内措置を導入し ていますか?	<ul><li>図 国内措置が完全に整っている</li><li>□ 国内措置が部分的に整っている</li><li>□ 一時的な措置のみ導入している</li><li>□ 措置の原案のみ存在している</li><li>□ いかなる措置もとっていない</li></ul>
15.	バイオセーフティに関する国内措置を 実施するため、どのような具体的な手 段をとっていますか?	<ul> <li>✓ 1つ又は複数のバイオセーフティに関する 国内法令</li> <li>□ 1つ又は複数のバイオセーフティに関する 国内規制</li> <li>□ 1つ又は複数のバイオセーフティに関する 指針</li> <li>□ バイオセーフティに間接的に適用される その他の法令、規制又は指針</li> <li>□ いかなる手段もとっていない</li> </ul>
16.	あなたの国は、バイオセーフティを国内のバイオセーフティ戦略及び行動計画、その他の政策又は法令の主流に組み入れるための取り組みを行っていますか?	<ul><li>□ はい:生物多様性国家戦略2012-2020 ( NBSAP )</li><li>□ いいえ</li><li>□ その他:[具体的に記入してください]</li></ul>
17.	あなたの国は、バイオセーフティに関 する国内措置を運用するため、予算配 分を行う制度を確立していますか?	<ul><li>○ はい</li><li>□ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>□ いいえ</li></ul>

18.	あなたの国には、バイオセーフティに 直接関与する機能を管理するため、常 任のスタッフがいますか?	<ul><li>☑ はい</li><li>□ いいえ</li></ul>
19.	質問18に対して「はい」と回答した場合、バイオセーフティに直接関与している常任のスタッフは何人いますか?	<ul><li>□ 1~4人</li><li>□ 5~9人</li><li>⊠ 10人以上</li><li>この人数は適切ですか。</li><li>□ はい</li><li>□ いい</li></ul>
20.	あなたの国における第2条の規定の実施に関し [関係7省において常勤のスタッフを配置 います。]	って、詳細を以下に記入してください。 し、予算を確保して、国内担保法を運用して
	第5条 -	<b>医薬品</b>
21.	あなたの国は、人のための医薬品である改変された生物(LMOs)の国境を越える移動、取扱い又は利用を規制していますか?	<ul><li>☑ はい</li><li>□ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>□ いいえ</li></ul>
22.	22. あなたの国における第5条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [国内担保法では、医薬品も対象としており、他のLMOと同じように、国内での使用について、申請者が作成した生物多様性影響評価書を踏まえて審査を行い、生物多様性に影響を生じるおそれがないと判断される場合に承認を行っています。ただし、輸出の通告及び輸出の際の表示の対象からは除外しています。]	
	第6条 –通過及び拡散	防止措置の下での利用
23.	あなたの国は、LMOsの通過を規制して いますか?	<ul><li>□ はい</li><li>□ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>☑ いいえ</li></ul>
24.	あなたの国は、拡散防止措置の下での LMOsの利用を規制していますか?	<ul><li>□ はい</li><li>□ いいえ</li></ul>
25.	あなたの国は、拡散防止措置を目的に LMOsの輸入に関する決定を行ったこと がありますか?	<ul><li>☑ はい</li><li>□ いいえ</li></ul>

#### CBD/CP/MOP/DEC/9/5 6ページ

26. あなたの国における第6条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [国内担保法に基づき、法で定める拡散防止措置の下での使用等については、主務省令 により定められている拡散防止措置若しくは事前に主務大臣の確認を受けた拡散防止措 置について、これを認めています。

LMOsの通過については規制を設けていません。1

第7条から第10条:事前の情報に基づく合意(AIA)及び改変された生物(LMOs)の環境への意図 的な導入 27. あなたの国は、自国の管轄下にある輸 □ はい 出者が、AIAに関する手続きの対象とな □ はい、ある程度: [具体的に記入してくだ るLMOsの意図的な国境を越える移動に 先立ち、輸入締約国の権限のある当局 さい] に対して書面により通告するための法 □ いいえ 的要件を設けていますか? はい □ はい、ある程度:[具体的に記入してくだ 28. 輸出締約国となっている場合、あなた さい1 の国は、輸出者の提供する通告に記載 する情報の正確性のための法的要件を □ いいえ 設けていますか? □ 該当しない(LMOsを現在輸出していない 締約国) 29. 本報告期間中に、環境への意図的な導 □ はい 入を目的とするLMOsの意図的な国境を 越える移動についての通告を、あなた □ いいえ の国は受領しましたか? 30. 質問29に対して「はい」と回答した場 図はい、常に 合、その通告には完全な情報(少なく ともバイオセーフティに関するカルタ □ 一部のケースについてのみ ヘナ議定書の附属書Iに定める情報)が □ いいえ 記載されていましたか? 31. 質問29に対して「はい」と回答した場 □ はい、常に 合、あなたの国は、通告の受領後90日 □ 一部のケースについてのみ 以内に、通告をした者に対してその通 □ いいえ 告の受領確認を行っていますか? 32. 質問29に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は、その決定を通報していますか

	a. 通告をした者には?	<ul><li>○ はい、常に</li><li>○ 一部のケースについてのみ</li><li>○ いいえ</li></ul>
	b. バイオセーフティに関する情報交 換センター(BCH)には?	<ul><li>図 はい、常に</li><li>□ 一部のケースについてのみ</li><li>□ いいえ</li></ul>
33.	あなたの国は、本報告期間中に、環境への意図的な導入を目的とするLMOsの意図的な国境を越える移動についての通告に応じる決定を行ったことがありますか?	はい       いいえ       いいえ       ま       は       は       い       は       は       は       は       は       は       は      は       は       は       は       は       は       は       は      は      は      は
34.	質問33に対して「はい」と回答した場合、環境への意図的な導入を目的とするLMOsの輸入について、承認した輸入は何件ありましたか?	<ul><li>□ なし</li><li>☑ 1~4件</li><li>□ 5~9件</li><li>□ 10件以上</li></ul>
35.	<i>質問34で</i> 「LMOsを承認した」と回答した場合、これらのLMOsが全て実際にあなたの国に輸入されましたか?	<ul><li>□ はい、常に</li><li>□ 一部のケースについてのみ</li><li>☑ いいえ</li></ul>
36.	質問33に対して「はい」と回答した場合、あなたの国の決定事項のうち、次のカテゴリーに該当するものの割合はどのくらいですか?	[ 100 %]       無条件でLMOの輸入 / 使用を承認         [ %] 条件付でLMOの輸入 / 使用を承認         [ %] LMOの輸入 / 使用の禁止         [ %] 追加的な関連情報の要請         [ %] 決定についての連絡期間が延長されたことを通告をした者に通知
37.	質問36であなたの国が「条件付で輸入 を承認する」又は「輸入を禁止する」 決定を行ったことがあると回答した場 合、その理由を提供しましたか?	<ul><li>□ はい、常に</li><li>□ 一部のケースについてのみ</li><li>□ いいえ</li></ul>
38.	あなたの国において、環境への意図的な導入を目的とするLMOsが及ぼす可能性のある悪影響に関する科学的な確実性が欠如する場合の対策を含め、第7条から10条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [議定書及び国内担保法に基づき、報告期間中、1件の遺伝子組換え生物(栽培用ナタネ)について審査を行い、既に同一の遺伝子組換え生物の国内での使用が承認されていたことから、無条件で承認しました。また、承認した旨BCHに通報しました。]	

第1	1条 -食料若しくは飼料として直接利用し又I LMOs-FFP)の	は加工することを目的とする改変された生物( ための手続
39.	あなたの国は、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得るLMOの国内利用(市場取引に付することを含む)について意思決定を行うための法令上の措置、規制上の措置又は行政上の措置がありますか?	<ul><li>☑ はい</li><li>□ いいえ</li></ul>
40.	あなたの国は、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得るLMOsの国内利用(市場取引に付することを含む)について申請者の提供する情報の正確性のための法的要件を設けていますか?	<ul><li>☑ はい</li><li>□ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>□ いいえ</li></ul>
41.	本報告期間中に、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得るLMOの <u>国内利用</u> (市場取引に付することを含む) <u>について</u> 、あなたの国が行った決定は何件ありましたか?	□ なし □ 1~4件 □ 5~9件 ☑ 10件以上
42.	あなたの国は、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とするLMOの輸入についての意思決定を行うための法令上の措置、規制上の措置又は行政上の措置がありますか?	<ul><li>□ はい</li><li>□ いいえ</li></ul>
43.	本報告期間中に、あなたの国が食料若 しくは飼料として直接利用し又は加工 することを目的とするLMOsの <u>輸入につ</u> いて行った決定は何件ですか?	<ul><li>□ 1~4件</li><li>□ 5~9件</li><li>□ 10件以上</li></ul>
44.	あなたの国において、食料若しくは飼料として行われる国境を越える移動の対象となり得る科学的な確実性が欠如する場合の対策を含以下に記入してください。	るLMOsが及ぼす可能性のある悪影響に関す め、第11条の規定の実施に関して、詳細を
	[国内担保法に基づき、食料若しくは飼料と 的とするLMOsの国内での使用について、申	

	踏まえて審査を行い、生物多様性に影響を生じるおそれがないと判断される場合、 承認を行っています。]	
	第12条 - 決	定の再検討
45.	あなたの国は、LMOsの意図的な国境を越える移動についての決定の再検討及び変更のための制度を確立していますか?	<ul><li>○ はい</li><li>○ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>○ いいえ</li></ul>
46.	本報告期間中に、LMOsの意図的な国境 を越える移動について、再検討及び/ 又は変更をあなたの国で行いましたか ?	<ul><li>□ はい</li><li>⊠ いいえ</li></ul>
47.	質問46に対して「はい」と回答した場合、再検討及び/又は変更を行った決 定は何件ありましたか?	<ul><li>□ 1~4件</li><li>□ 5~9件</li><li>□ 10件以上</li></ul>
48.	質問46に対して「はい」と回答した場合、輸出締約国又は通告をした者からの要請がきっかけとなった再検討はありましたか?	<ul><li>□ はい</li><li>□ いいえ</li></ul>
49.	質問48に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は、この決定についての理由を示す回答を90日以内に提供しましたか?	<ul><li>□ はい、常に</li><li>□ 一部のケースについてのみ</li><li>□ いいえ</li></ul>
50.	質問46に対して「はい」と回答した場合、輸入締約国としてあなたの国が開始した再検討はありましたか?	<ul><li>□ はい</li><li>□ いいえ</li></ul>
51.	質問50に対して「はい」と回答した場合、ある 理由を30日以内に示しましたか?	なたの国は、この決定又は通知についての
	a. 通告をした者には?	<ul><li>□ はい、常に</li><li>□ 一部のケースについてのみ</li><li>□ いいえ</li></ul>
	b. BCHには?	<ul><li>□ はい、常に</li><li>□ 一部のケースについてのみ</li><li>□ いいえ</li></ul>
52.	あなたの国における第12条の規定の実施に関	して、詳細を以下に記入してください。

[決定の再検討及び変更を行った事例はありません。]		
第13条 -簡易な手続		
53.	あなたの国は、LMOsの意図的な国境を 越える移動について、簡易な手続きを 適用する仕組みを確立していますか?	<ul><li>□ はい</li><li>□ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>☑ いいえ</li></ul>
54.	本報告期間中に、あなたの国は簡易な 手続きを適用しましたか?	<ul><li>□ はい</li><li>⊠ いいえ</li></ul>
55.	質問54に対して「はい」と回答した場合、あなたの国が簡易な手続きを適用したLMOsの事例は何件ありましたか?	□ なし □ 1~5件 □ 5件以上
56.	質問54に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は、簡易な手続きを適用した事例について、BCHを通じて締約国に通報していますか?	<ul><li>□ はい、常に</li><li>□ 一部のケースについてのみ</li><li>□ いいえ</li></ul>
57.	7. あなたの国における第13条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [簡易な手続は使用していません。]	
	第14条 -二国間の、地域的な及	ひび多数国間の協定及び取決め
58.	あなたの国が他の締約国又は非締約国と、バイオセーフティに関連する二国間、地域的な又は多国間の協定又は取決めを確立した例は何件ありましたか?	<ul><li>□ 1~4件</li><li>□ 5~9件</li><li>□ 10件以上</li></ul>
59.	). <i>質問58で</i> 「協定又は取決めを確立した」と回答した場合、その範囲及び目的について、 以下に簡単に内容を記入してください。 [記入欄	
60.	0. あなたの国における第14条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [該当する協定又は取決めを締結していません。]	

	第15条と第16条 -危険	性の評価と危険の管理
61.	あなたの国の国内規制の枠組みはLMOs の危険性の評価を実施しなければなら ないよう要求していますか?	はい       いいえ
		□ 環境への意図的な導入を目的としたLMOs の輸入に対して
		図 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的としたLMOsの輸入に対して
62.	質問61に「はい」 と回答した場合は 、どのようなLMOsについて要件を適用 しますか(該当するもの全てを選択し てください)?	○ 食料若しくは飼料として直接利用し又は 加工することを目的として行われる国境 を越える移動の対象となり得るLMOの国内 利用(市場取引に付することを含む)に ついての決定に対して
		☑ 拡散防止措置を目的としたLMOsの輸入に 対して
		□ その他:[具体的に記入してください]
<i>(</i> 2	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	□ はい
63.	う前に、危険性の評価を実施する制度	□ はい、ある程度:[具体的に記入してくだ さい]
	を確立していますか?	いいえ
64.	質問63に対して「はい」と回答した場合、この制度には危険性の評価を実施する専門家を特定及び/又は訓練するための手続きが含まれていますか?	はい       いいえ
危険	性の評価と危険性の管理における能力の開発	
65.	あなたの国には、LMOsの危険性の評価、危険 人いますか?	性の管理、及び監視の訓練を受けた人は何
		□ なし
		□ 1~9人
	7. ΠΑ ΑΙΙ. Φ. ΣΤ. /ΤΤ.	□ 10~49人
	a. 危険性の評価:	□ 50~99人
		□ 100人以上
		<i>この人数は適切ですか。</i> ⊠ はい
	b. 危険性の管理	□ なし

# CBD/CP/MOP/DEC/9/5 12ページ

		□ 1~9人
		□ 10~49人
		□ 50~99人
		☑ 100人以上
		この人数は適切ですか。 はい
		□ 1~9人
		□ 10~49人
	c. 監視:	□ 50~99人
		□ 100人以上
		この人数は適切ですか。 図はい
		この八数は週切ですが。 □ 1111 □
66.		57
00.	危険性の管理の訓練に、訓練教材及び	☑ ltll
	/ 又は技術指針を使用していますか?	□ いいえ
67.	質問66に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は危険性評価の訓練のための「LMOsの危険性の評価マニュアル」(CBD事務局が開発)を使用していますか?	<ul><li>□ はい</li><li>⊠ いいえ</li></ul>
68.	質問66に対して「はい」と回答した場合。またたの国は免除性証価の訓練の	
	合、あなたの国は危険性評価の訓練の ために「LMOsの危険性評価の指針」(	□ はい
	危険性評価と危険性管理のオンライン	☑ いいえ
	フォーラムとAHTEGが開発)を使用し ていますか?	
		_
69.	あなたの国は、LMOsの危険性評価の特別な項目に関するさらなる指針を特に	□ はい:[具体的に記入してください]
	必要としていますか?	□ いいえ
70.	あなたの国は、人の健康に対する危険性を考別な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるLMOs又験性を評価、及び/又は監視する能力があり	はその具体的な形質を検出、識別、その危
		⊠ l <b>t</b> N
a. 検出:	a. 検出:	 □ いいえ
		<u> </u>
	b. 識別:	□ いる
		□ いいえ

	c. 危険性の評価:	<ul><li>☑ はい</li><li>□ いいえ</li></ul>
	d. 監視:	はい       いいえ
危険	性の評価と危険性の管理の実施	
71.	あなたの国は危険性の評価若しくは危険性の 危険性の評価報告書の評価のために、何か指	
	a. 危険性の評価:	<ul><li>□ はい</li><li>□ いいえ</li></ul>
	b. 危険性の管理	<ul><li>☑ はい</li><li>☐ いいえ</li></ul>
72.	質問71に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は危険性の評価若しくは危険の管理の実施、又は通告をした者が提出した危険性の評価報告書の評価のために、「LMOsの危険性評価の指針」(危険性評価と危険性管理のオンラインフォーラムとAHTEGが開発)を使用していますか?	<ul><li>□ はい</li><li>☑ いいえ</li></ul>
73.	あなたの国は他国と協力して危険性評 価に対する一般的な取り組み又は実施 方法を採用していますか?	<ul><li>□ はい</li><li>□ いいえ</li></ul>
74.	あなたの国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるLMOs又はその具体的な形質を特定することを目的として、他の締約国と協力していますか?	<ul><li>□ はい</li><li>⊠ いいえ</li></ul>
75.	本報告期間中に、あなたの国は、LMO の危険性の評価を実施したことがあり ますか(拡散防止措置の下での利用、 実地試験、商業的な目的、食料、飼料 としての直接的な利用、又は加工用な どの、いかなるLMOsの危険性の評価も 含む)?	<ul><li>☑ はい</li><li>□ いいえ</li></ul>
76.	回答75に対して「はい」と回答した場合、危険性の評価を何度実施しましたか?	1~90 10~490 50~990

		. —	
			100回以上
			拡散防止措置(第3条に従って)に相当するLMOs
			実験的試験又は実地検証のための環境へ の意図的な導入に相当するLMOs
77.	質問75に「はい」と回答した場合は、 危険性の評価の範囲を示してください	$\boxtimes$	商業的な目的のための環境への意図的な 導入に相当するLMOs
	(該当するもの全てを選択してくださ い)。		食料としての直接的な使用に相当する LMOs
			飼料としての直接的な使用に相当する LMOs
			加工を目的とするLMOs
			その他:[具体的に記入してください]
78.	質問75に対して「はい」と回答した場合は、危険性評価は、環境への意図的な導入に対するLMOs又は、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得るLMOsの国内使用における全ての決定に対して実施されましたか?		はい、常に 一部のケースについてのみ いいえ
79.	あなたの国は、LMOsの危険性評価で特定された危険性を規制及び管理するための適切な制度、措置及び戦略を確立していますか?		はい いいえ
80.	あなたの国は、LMOを最初に放出する前に実施しなければならない危険性評価を要求するような措置などを含め、LMOsの意図的でない国境を越える移動を防止するための適当な措置を講じていますか?	_	はいいえ
81.	あなたの国は、いかなるLMOsに関し、 それが輸入されたものであるか国内で 開発されたものであるかを問わず、意 図された利用に供される前に、その生 活環又は世代時間に相応する適当な期 間観察されることを確保するための措 置をとっていますか?		はい はい、ある程度:[具体的に記入してくだ さい] いいえ
82.	あなたの国は、環境に放出されるLMOs の潜在的影響を監視する制度を確立し ていますか?		はい、ある程度:[具体的に記入してください]

		□ いいえ
83.	あなたの国はLMOsの監視及び管理のために必要なインフラ設備(例:研究施設)がありますか?	はい       いいえ       いいえ       はい       はい      はい      はい      はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい      はい       はい
84.	あなたの国における第15条と第16条の規定の さい。	実施に関して、詳細を以下に記入してくだ
	[国内担保法に基づき、新規の遺伝子組換え開発者、輸入者等)は、生物多様性影響評でなるととされています。この学識経験者の意見を聴き、生物多様性に場合に使用を承認しています。また、LMOを使用させようとする者は、日本国内に住所に使用の承認を受けることができます。]	価実施要領に基づいて事前に生物多様性 主務大臣は、その評価結果について専門 影響を生じるおそれがないと判断される 日本へ輸出して、日本国内の環境中で
	第17条 -意図的でない国境を	を越える移動 <sup>6</sup> 及び緊急措置
85.	あなたの国は、意図的でない国境を越える移動につながり又はつながる可能性のある自国の管轄の下にある区域での放出に備えて、影響を受けた又は影響を受けた可能性のある国、バイオセーフティに関する情報交換センター、及び、適当な場合には関連する国際機関に通報するための措置を確立していますか?	<ul><li>□ はい</li><li>□ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>☑ いいえ</li></ul>
86.	本報告期間中に、意図的でない国境を越える移動につながった又はつながる可能性のあった、あなたの国の管轄の下で起きたLMOsの放出事例は何件ありましたか?	<ul><li>□ なし</li><li>□ 1~4件</li><li>□ 5~9件</li><li>□ 10件以上</li></ul>
87.	質問86で「放出が起こった」と回答した場合、あなたの国は、影響を受けた又は影響を受けた可能性のある国、バイオセーフティに関する情報交換センター、及び、適当な場合には関連する国際機関に通報していますか?	<ul><li>□ はい、常に</li><li>□ 一部のケースについてのみ</li><li>□ いいえ</li></ul>

<sup>6</sup> 決定CP-

VIII/16で採択された運用上の定義に従って、「「で改変された生物の意図的でない国策と越える移動」は、改変された生物が放出された締治国の国境を意図せず超れた改変された生物の国策と越える移動であり、影響を受けた又は影響を受けた可能性のある国において、人の健康に対する危険性を考慮して、関与する改変された生物が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある場合にのみ、議定書第17条の要件をそのような国策と越える移動に適用する」。

#### CBD/CP/MOP/DEC/9/5 16ページ

88.	あなたの国には、意図的でない国境を 越える移動に応じて適切な対応策をと る能力がありますか?	はい       いいえ
89.	本報告期間中に、あなたの国で、自国 の領土内への意図的でない国境を越え る移動に何件気づきましたか?	<ul><li>□ なし</li><li>□ 1~4件</li><li>□ 5~9件</li><li>□ 10件以上</li></ul>
90.	あなたの国における第17条の規定の実施に関 [該当するような事態は生じていません。]	
	第18条 –取扱い、	輸送、包装及び表示
91.	あなたの国は、関連する国際的な規則 及び基準を考慮して、「国境を越える 移動の対象となるLMOs」が安全な状況 の下で取扱われ、包装され及び輸送さ れることを義務付けるための措置をと っていますか?	<ul><li>☑ はい</li><li>□ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>□ いいえ</li></ul>
92.	あなたの国は、LMOs-FFPに添付する文書において、「LMOsの識別が不明な場合に」、「LMOsを含む可能性がある」こと及び環境への意図的な導入を目的とするものではないこと並びに追加的な情報のための連絡先を明確に表示することを義務付ける措置をとっていますか?	<ul><li>☑ はい</li><li>□ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>□ いいえ</li></ul>
93.	あなたの国は、LMOs-FFPに添付する文書において、「LMOsの識別が明確な場合に」、「LMOsを含む」こと及び環境への意図的な導入を目的とするものではないこと並びに追加的な情報のための連絡先を明確に表示することを義務付ける措置をとっていますか?	<ul><li>☑ はい</li><li>□ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>□ いいえ</li></ul>
94.	質問91、92及び/又は質問93に対して	☑ LMOs専用の文書

□ 他の文書の一部として(LMOs専用ではない

□ その他:[具体的に記入してください]

⊠ はい

「はい」と回答した場合、あなたの国

はLMOsに添付するどのような文書が必

の利用」を目的とするLMOsに添付する

95. あなたの国は、「拡散防止措置の下で

要ですか?

	文書において、これらが「LMOs」であることを明確に表示し、並びに安全な取扱い、保管、輸送及び利用に関する要件及び追加的な情報のための連絡先(これらのLMOの仕向先である個人及び団体の氏名又は名称及び住所を含む)を明記することを義務付ける措置をとっていますか?	<ul><li>□ はい、ある程度:[具体的に記入してください]</li><li>□ いいえ</li></ul>
96.	質問95に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は拡散防止措置の下での利用を目的とするLMOsの識別にどのような種類の文書を必要としますか?	<ul><li>☑ LMOs専用の文書</li><li>□ 他の文書の一部として(LMOs専用ではない)</li><li>□ その他:[具体的に記入してください]</li></ul>
97.	あなたの国は、「輸入締約国の環境への意図的な導入を目的とするLMOs」に添付する文書において、これらが「改変された生物」であることをいての識別に入びまれた生物」であることを明正のであることを開連するが、保管、輸送及び利用の連絡を出るの氏名とは名称及び住所をめるとは名称及び住所をの移りした。当該文書にこのLMOsの移動が輸出者に、当該文書にこのLMOsの移動を出者にであることを義務付ける措置をとっていますか?	<ul><li>☑ はい</li><li>□ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>□ いいえ</li></ul>
98.	質問97に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は環境への意図的な導入を目的とするLMOsの識別にどのような文書が必要ですか?	<ul><li>☑ LMOs専用の文書</li><li>☑ 他の文書の一部として(LMOs専用ではない)</li><li>☑ その他:[具体的に記入してください]</li></ul>
99.	あなたの国は、改変された生物の安全 な取扱い、輸送、梱包を徹底すること を目的とした指針がありますか?	はい       いいえ       いいえ       はい       はい      はい      はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい      はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい
100.	あなたの国には、LMOsの識別及び文書 化についての要件を実行する能力があ りますか?	<ul><li>○ はい</li><li>○ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>○ いいえ</li></ul>
101.	あなたの国ではLMOsの識別の訓練を受 けた税関職員は何人いますか?	<ul><li>□ なし</li><li>□ 1~9人</li></ul>

# CBD/CP/MOP/DEC/9/5 18ページ

	10~49人
	□ 50~99人
	□ 30 33人
	この人数は適切ですか。  はい
	<i>7</i> .
	⊠ はい
102. あなたの国は、LMOsをサンプリング及   び検出するための手順を確立していま	□ はい、ある程度:[具体的に記入してくだ
すか?	さい]
	□ いいえ
	□ なし
	□ 1~9人
	□ 10~49人
103. あなたの国にはLMOs検出の訓練を受け	
た研究施設の職員が何人いますか?	50~99人
	□ 100人以上
	この人数は適切ですか。 🖂 はい 🗌 いい
	, Ž
   104. あなたの国は、LMOsの検出のために確	
実に利用できる研究施設がありますか	
?	□ いいえ
	□ なし
105. あなたの国のいくつの研究所がLMO検	
出の認定を受けていますか?	
	10~49箇所
	│
	□ なし
106. <i>質問105で</i> 「自国内に認定を受けた研究所がある」と回答した場合、認定を	□ 1~4箇所
受けた研究所のうち現在LMOsの検出で	
現在稼働しているのはいくつあります	□ 10~49箇所
か?	
	□ 50箇所以上
107. あなたの国における第18条の規定の実施に関	りして、詳細を以下に記入してください。
•	には、包装、容器、送り状等に必要事項を表示
	体的な様式は施行規則で定められており、議定
	が上措置を執って使用されるLMO、食用、飼料用 LMOに区グして、まニカ窓が完められています。
_	LMOに区分して、表示内容が定められています
。]	

第19条 ―国内の権限のある当局及び中央連絡先		
108.	あなたの国は、二以上の「国内の権限 のある当局」を指定している場合、 LMOsについて決定を行う前に複数の当 局の行動を調整する制度を確立してい ますか?	<ul><li>□ はい</li><li>□ いいえ</li><li>□ 該当しない(国内の権限のある当局を指定していない)</li><li>☑ 該当しない(1箇所のみ国内の権限のある当局を指定している)</li></ul>
109.	あなたの国は、「国内の権限のある当局」がバイオセーフティに関するカルタへナ議定書により必要とされる行政上の任務を遂行できるようにするため、適切な制度的能力を確立していますか?	<ul><li>□ はい</li><li>□ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>□ いいえ</li></ul>
110.	あなたの国は、バイオセーフティ関連 の問題について中央連絡先、国内の権 限のある当局及び他の施設間の協力を 強化するための取り組みを行っていま すか?	はい: [具体的に記入してください]     いいえ
111.	111. あなたの国における第19条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [該当する情報については、BCHに提供しています。]	
	第20条 -情報の共有及びバイオセーフ	ティに関する情報交換センター (BCH)
112.	あなたの国がBCHへ提供する必須の情報についるのか、また、すでにBCHに提供されているの要を記入してください。	
а.	議定書の実施のための現行の法令、法 規及び指針並びに事前の情報に基づく 合意の手続きのために締約国が必要と する情報(第20条第3項(a))	<ul><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</li><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</li><li>・ 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</li><li>「情報の利用不可能</li></ul>
b.	食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とするLMOsの輸入について適用される法令、法規及び指針(第11条第5項)	<ul><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</li><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</li><li>他</li><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</li></ul>

# CBD/CP/MOP/DEC/9/5 20ページ

		情報の利用不可能
C.	二国間の、地域的な及び多数国間の協 定及び取決め(第14条第2項及び第20 条第3項(b))	<ul><li>□ 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</li><li>□ 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</li><li>□ 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</li><li>□ 情報の利用不可能</li></ul>
d.	国内の権限のある当局の連絡先(第19 条第2項及び第3項)、国内の中央連絡 先(第19条第1項及び第3項)、及び、 緊急時連絡先(第17条第3項(e) )	<ul> <li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</li> <li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</li> <li>Ⅲ 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</li> <li>─ 情報の利用不可能</li> </ul>
е.	LMOsの通過に関する締約国の決定(第 6条第1項)	<ul> <li>         利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</li> <li>         利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</li> <li>         利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</li> <li>         情報の利用不可能</li> </ul>
f.	拡散防止措置に相当するLMOsの輸入に 関する締約国の決定(第6条第2項)	<ul> <li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</li> <li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</li> <li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</li> <li>─ 情報の利用不可能</li> </ul>
g.	生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるLMOsの意図的でない国境を越える移動につながり又はつながる可能性のあるあなたの国の管轄下における放出に関する通報(第17条第1項)	<ul><li>□ 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</li><li>□ 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</li><li>□ 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</li><li>□ 情報の利用不可能</li></ul>
h.	LMOsの不法な国境を越える移動事例に 関する情報(第25条第3項)	<ul><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</li><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</li><li>⑥ 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</li></ul>

		情報の利用不可能
i.	環境への意図的な導入を目的とする LMOsの輸入に関する決定(第10条第3 項)	<ul><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</li><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</li><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</li><li>✓ 情報の利用不可能</li></ul>
j .	LMOsの特定の輸入に対する国内規制の 適用に関する情報(第14条第4項)	<ul><li>□ 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</li><li>□ 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</li><li>□ 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</li><li>□ 情報の利用不可能</li></ul>
k.	食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる 国境を越える移動の対象となり得る LMOsの国内利用についての決定(第11 条第1項)	<ul><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</li><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</li><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</li><li>✓ 情報の利用不可能</li></ul>
1.	国内規制の枠組み(第11条第4項)に基づいた、又は、議定書の附属書III(第11条第6項)に従った、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とするLMOsの輸入についての決定	<ul><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</li><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</li><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</li><li>✓ 情報の利用不可能</li></ul>
m.	食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とするLMOsのために使用される枠組みについての宣言(第11条第6項)	<ul><li>□ 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</li><li>□ 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</li><li>□ 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</li><li>□ 情報の利用不可能</li></ul>
n.	LMOsの意図的な国境を越える移動に関 する決定についての再検討及び変更( 第12条第1項)	□ 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 □ 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能  □ 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能

		□ 情報の利用不可能
0.	輸入締約国に意図的な国境を越える移動が通告されると同時に、意図的な国境を越える移動が行われる可能性のある場合(第13条第1項(a))	<ul><li>□ 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</li><li>□ 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</li><li>□ 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</li><li>□ 情報の利用不可能</li></ul>
р.	各締約国が例外として扱っているLMOs (第13条第1項(b))	<ul> <li>□ 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</li> <li>□ 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</li> <li>□ 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</li> <li>□ 情報の利用不可能</li> </ul>
q.	自国の規制の過程で得られたLMOsについての危険性の評価又は環境面での検討及びその成果に関する関連情報の概要(第20条第3項(c))	<ul><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</li><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</li><li>✓ 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</li><li>✓ 情報の利用不可能</li></ul>
113.	質問112のいずれかの項目で利用可能な情報、おいては一部についてのみ利用可能」と回答ださい。 [該当するものはありません。]	
114.	あなたの国は、国内におけるBCHの中 央連絡先が行政上の任務を遂行するこ とができるように、その能力を強化す るための制度を確立していますか?	<ul><li>□ はい</li><li>□ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>☑ いいえ</li></ul>
115.	あなたの国は、国内におけるBCHの中央連絡先、カルタヘナ議定書の中央連絡先及び国内の権限のある当局間において、BCHに対して情報を利用可能なものにするために調整を行う制度を確立していますか?	<ul><li>○ はい</li><li>○ はい、ある程度:[具体的に記入してください]</li><li>○ いいえ</li></ul>
116.	あなたの国は、LMOsに関する意思決定 の過程において、BCHにおいて利用可 能な情報を利用していますか?	<ul><li>□ はい、常に</li><li>図 はい、一部のケースについて</li></ul>

		<ul><li>□ いいえ</li><li>□ 該当しない(決定を下さなかった)</li></ul>
117.	あなたの国は、BCHへのアクセス又は 利用に関する問題に直面したことがあ りますか?	<ul><li>□ はい: [具体的に記入してください]</li><li>☑ いいえ</li></ul>
118.	本報告期間中に、あなたの国で開催されたバイオセーフティ関連のイベント(例:セミナー、ワークショップ、記者会見、教育的行事)は何件ありましたか?	<ul><li>□ なし</li><li>□ 1~4件</li><li>□ 5~9件</li><li>☑ 10~24件</li><li>□ 25件以上</li></ul>
119.	本報告期間中に、あなたの国で出版されたバイオセーフティ関連の出版物は何件ありましたか?	<ul><li>□ なし</li><li>□ 1~9件</li><li>□ 10~49件</li><li>□ 50~99件</li><li>☑ 100件以上</li></ul>
120. あなたの国における第20条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [議定書に基づき、BCHに情報提供を行う際には、BCHのマネージメント・センターを通じて関連情報を直接入力しています。BCHに対応する国内ホームページとして日本版バイオセーフティクリアリングハウスJ-BCHを運用しており、議定書や国内法に関する情報、国内で使用が承認されたLMOのデータベース等を提供しています。このうち、国内法制度や承認されたLMOに関する情報(国内で承認されている使用の内容やリスク評価の概要)については、英文でも掲載しています。]		
	第21条 -	必密の情報
121.	あなたの国は、議定書に基づいて受領 した秘密の情報を保護する手続きを確 立していますか?	<ul><li>○ はい</li><li>○ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>○ いいえ</li></ul>
122.	あなたの国は、通告をした者に対して 、秘密のものとして取扱われるべき情 報を特定することを認めていますか?	<ul><li>☑ はい、常に</li><li>□ 一部のケースについてのみ</li><li>□ いいえ</li></ul>
123.	あなたの国における第21条の規定の実施に関	 して、詳細を以下に記入してください。

	[国内担保法に基づき、LMOの国内での使用について、申請者が作成した生物多様性影響評価書を踏まえて審査を行うにあたり、申請者が特定する秘密のものとして取扱われるべき情報については公開しないこと、関係者はこれを漏らさないこととしています。]	
	第22条 —	<b>能力の開発</b>
124.	あなたの国は議定書の効果的な実施のた めの能力の開発に、予測可能で確実な資 金がありますか?	<ul><li>○ はい</li><li>○ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>○ いいえ</li></ul>
125.	あなたの国は、バイオセーフティに関する人的資源及び制度的能力の開発及び/又は強化において、外部の支援を受けましたか、又は、他の締約国との協力的な活動から利益を得ましたか?	<ul><li>□ はい</li><li>□ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>☑ いいえ</li></ul>
126.	質問125に対して「はい」と回答した 場合、どのような方法でこれらの資源 を利用することができましたか?	<ul><li>□ 二国間の経路</li><li>□ 地域的な経路</li><li>□ 多数国間の経路</li></ul>
127.	あなたの国は、バイオセーフティに関する人的資源及び制度的能力の開発及び/又は強化において、他の締約国に支援を提供しましたか?	<ul><li>○ はい</li><li>○ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>○ いいえ</li></ul>
128.	質問127に対して「はい」と回答した場合、 どのような方法でこれらの資源を利用する ことができましたか?	<ul><li>□ 二国間の経路</li><li>□ 地域的な経路</li><li>☑ 多数国間の経路</li></ul>
129.	本報告期間中に、あなたの国は、バイオセーフティに関する能力の開発のために地球環境ファシリティ(GEF)の資金を利用するための手続きを開始しましたか?	<ul><li>□ はい: [具体的に記入してください]</li><li>☑ いいえ</li></ul>
130.	質問129に対して「はい」と回答した 場合、この手続きをどのように評価し ますか?	<ul><li>□ 非常に簡単</li><li>□ 簡単</li><li>□ 普通</li><li>□ 難しい</li><li>□ 非常に難しい</li></ul>

131. 本報告期間中に、あなたの国は、バイオセーフティに関する人的資源及び制度的能力の開発及び/又は強化のための活動を行いましたか?	<ul><li>○ はい</li><li>○ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>○ いいえ</li></ul>
132. 質問131に対して「はい」と回答した 場合、次のうちどの分野の活動を行い ましたか(該当するもの全てを選択し てください)?	□ 制度的能力及び人的資源 □ 分野横断的及び合専門分野の法令、政策及び制度におけるバイオセーフティの統合(バイオセーフティの世の科学技術の専門知識 危険性の管理 □ バイオセーフティに関する公衆の啓発、参加及び教育 フティに関する情報びデーターの利用を含む、情報ながあり、技術的及び特別といる経済上の配慮 は流を経済上の配慮 は流を越える移動に対する措置 ルMOSの意図的でない及び / 又は不法な国境を越える移動に対する措置
133. 本報告期間中に、あなたの国は、能力 開発の必要性について評価を実施しま したか?	<ul><li>□ はい</li><li>⊠ いいえ</li></ul>
134. あなたの国は、依然として能力の開発を必要としていますか?	<ul><li>□ はい</li><li>⊠ いいえ</li></ul>
135. 質問134に対して「はい」と回答した場合、次のうち依然として能力開発を	□ 制度的能力及び人的資源

必要とするのはどの分野ですか(該当 するもの全てを選択してください)?	□ 分野横断的及び各専門分野の法令、政策及 び制度におけるバイオセーフティの統合( バイオセーフティの主流化)
	□ 危険性評価及びその他の科学技術の専門知 識
	□ 危険性の管理
	<ul><li></li></ul>
	<ul><li>□ 準地域的、地域的及び国際的水準での科学的、技術的及び制度的協力</li></ul>
	□ 技術移転
	□ LMOsのサンプリング、検出及び識別
	□ 社会経済上の配慮
	□ 取扱い、輸送、包装及び表示に関する文書 に求められる要件の実施
	□ 秘密の情報の取扱い
	□ LMOsの意図的でない及び/又は不法な国境 を越える移動に対する措置
	□ LMOsに関するバイオセーフティについての 科学的研究
	□ 人の健康に対する危険性を考慮すること
	□ 責任及び救済
	□ その他:[具体的に記入してください]
136. あなたの国は、能力開発のための戦略	□ はい
及び行動計画を開発しましたか?	☑ いいえ
137. あなたの国は、バイオセーフティに関する能力の開発の取り組みを調整する機能的な国家制度を整備していますか	<ul><li>□ はい</li><li>☑ いいえ</li></ul>
· ·	
138. あなたの国において、GEFの資金を利用する際 定の実施に関して、詳細を以下に記入してく7	
	を通じ、プロジェクトに貢献しています。BCH を登録しています。また、CBD事務局に対して 実施を支援していました。]

第23条 -公翁	その啓発及び参加
139. あなたの国の法令又は政策にバイオセーフティに関する公衆の啓発、教育及び/又は参加が記載されていますか?	<ul><li>☑ はい</li><li>□ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>□ いいえ</li></ul>
140. 本報告期間中に、あなたの国は、公 衆の啓発、教育及び/又は参加との 関連で他国及び国際的な団体と協力 しましたか?	<ul><li>□ はい: [具体的に記入してください]</li><li>☑ いいえ</li></ul>
141. あなたの国は、LMOに関する情報を公 衆が取得する機会を確保するための 制度を確立していますか?	<ul><li>☑ はい</li><li>□ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>□ いいえ</li></ul>
142. あなたの国では、バイオセーフティ に関する国内のコミュニケーション 戦略が設置されていますか?	<ul><li>☑ はい:生物多様性国家戦略2012-2020 ( NBSAP)</li><li>☐ いいえ</li></ul>
143. あなたの国は、バイオセーフティに 関して啓発や支援プログラムがあり ますか?	はい: [具体的に記入してください]     いいえ
144. あなたの国には、バイオセーフティ に関する国内のウェブサイトがあり ますか?	はい       いいえ
145. あなたの国では、バイオセーフティ 教育、及び訓練コース及びプログラ ムを提供している学術施設はいくつ ありますか?	□ なし □ 1~4箇所 □ 5~9箇所 □ 10箇所以上 この数は適切ですか。□ はい □ いいえ
146. あなたの国には、公衆が利用可能な バイオセーフティに関する教材及び / 又はオンラインコースが何個あり ますか?	□ なし □ 1~4個 □ 5~9個 □ 10~24個 □ 25~99個 □ 100個以上 この数は適切ですか。 □ はい □ いいえ

# CBD/CP/MOP/DEC/9/5 28ページ

決定の	の国は、LMOsについての意思 過程において公衆の意見を求 度を確立していますか?		はい はい、ある程度:[具体的に記入してくだ さい] いいえ
の過程	の国は、LMOに関する意志決定 において公衆が参加するため の様式について公表しました		はい はい、ある程度:[具体的に記入してくだ さい] いいえ
場合、	8に対して「はい」と回答した 公表にどのような様式が採用 したか?		政府のウェブサイト 新聞 フォーラム メーリングリスト 公聴会 ソーシャルメディア その他:[具体的に記入してください]
LMOsに	期間中に、あなたの国が、 ついての意思決定の過程にお 衆の意見を求めた回数は何回 ?		なし(意見を求めずに決定した) 1~4回 5回以上 該当しない(決定を下さなかった)
関する	の国は、バイオセーフティに 情報交換センターを利用する ついて、公衆に周知していま		はいいえ
[J-BCI の状況 されて 承認す 験者の	52. あなたの国における第23条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [J-BCH をはじめ、関係する各省の HP において、LMO の開発状況やわが国における使用の状況等、LMO に関する情報を提供しています。また、BCH にもリンクして、BCH に掲載されている情報にもアクセスできるようにしています。新規の LMO の環境中での使用を承認する際には、当該 LMO の生物多様性影響評価書の概要及び当該申請に対する学識経験者の意見を公表し、パブリックコメントを行っています。その結果についても J-BCH 等において公表しています。]		

第24条	<b>−非締約国</b>	
153. あなたの国は、非締約国との間において、LMOsの国境を越える移動に関する二国間の、地域的な及び多数国間の協定を締結していますか?	<ul><li>□ はい</li><li>☑ いいえ</li></ul>	
154. 本報告期間中に、あなたの国は非締 約国からLMOsを輸入しましたか?	はい       いいえ	
155. 本報告期間中に、あなたの国は、非 締約国へLMOsを輸出しましたか?	<ul><li>□ はい</li><li>⊠ いいえ</li></ul>	
156. 質問154及び/又は質問155に対して「はい」と回答した場合、LMOsの国境を越える移動は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の目的に適合していましたか?	<ul><li>☑ はい、常に</li><li>□ 一部のケースについてのみ</li><li>□ いいえ</li></ul>	
157. あなたの国における第24条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [日本では、非締約国からの主に食用若しくは飼料用として直接利用し又は加工することを目的とする遺伝子組換え生物及び拡散防止措置の下での利用を目的とした遺伝子組換え生物の輸入を行っています。日本国内でLMOを環境中で使用する際(食用、飼料用として生きている種子を流通させる場合等を含みます)には、国内担保法に基づく承認が必要です。このため、非締約国からの輸入であっても国内で承認されていないLMOを環境中で使用することは出来ません。]		
第25条 -不法な国境を越える移動 <sup>7</sup>		
158. あなたの国は、カルタヘナ議定書を 実施するための自国の国内措置に違 反して行われるLMOsの国境を越える 移動を防止し及び/又は処罰するた めの国内措置をとっていますか?	<ul><li>☑ はい</li><li>□ はい、ある程度: [具体的に記入してください]</li><li>□ いいえ</li></ul>	
159. 本報告期間中に、あなたの国が気づ いたLMOsの不法な国境を越える移動 は何件ありましたか?	<ul><li>□ なし</li><li>□ 1~4件</li><li>□ 5~9件</li><li>☑ 10件以上</li></ul>	

<sup>7</sup> 決定CP-VIII/16で採択された運用上の定義に従って、「『不おい国策・越える移動』は、当然総国が採択している議定書を履行するための国内措置に違反して行われる改変された生物の国策・越える移動である。

# CBD/CP/MOP/DEC/9/5 30ページ

160. <i>質問159で</i> 「あなたの国がLMO: な国境を越える移動に気づい。 回答した場合、LMOの出所を確 したか?	ے کر خ	】 はい ] はい、一部のケースについて ] いいえ
161. あなたの国における第25条の	規定の実施に関し	て、詳細を以下に記入してください。
した。これは遺伝子組換えて	であることを知ら	物(パパイヤ、ワタ)の輸入が確認されまずに輸入したものでした。政府は、生物多 計置を講じ、輸入者に対して再発防止を求め
į	第26条 —社会経	済上の配慮
162. あなたの国は、LMOの意志決定 てどのように社会経済上の配別 れるべきか促す、特別な取り約 要件がありますか?	튛が行わ □□	] はい ] いいえ
		はい、常に
163. 本報告期間中に、LMOが及ぼす 関する社会経済上の配慮を意	ま決定	] 一部のケースについてのみ
において行いましたか?		〗 いいえ 〗 該当しない(決定を下さなかった)
		」 1∼4件
164. あなたの国は、社会経済上の限   関する国家の行動を説明する		
定する目的で、論文審査のある 物をいくつ利用しましたか?	3出版 □	] 10~49件
1.0 2 3 4 4 4 10 10 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		<b>] 50件以上</b> - の <i>件数は溶却で</i> まか。□ <i>は</i> れ、□ ハルネ
		この件数は適切ですか。  はい
165. あなたの国は、LMOsが及ぼす:   済上の影響に関する研究及び		はい
換について他の締約国と協力 ますか?	してい   [	] いいえ
166. あなたの国における第26条の	規定の実施に関し	て、詳細を以下に記入してください。
[本規定に関する施策の実施	はありません。]	

第28条 -資金供与の制度及び資金		
167. 本報告期間中に、あなたの国は、カルタヘナ議定書の実行を支援するために、通常の政府国家予算配分を超えて、いくら追加資金を動員しましたか(米ドル相当額)?	<ul><li>□ 1~4,999 USD</li><li>□ 5,000~49,999 USD</li><li>□ 50,000~99,999 USD</li><li>□ 100,000~499,000 USD</li><li>□ 500,000 USD以上</li></ul>	
第33条	<b>営視及び報告</b>	
第33条は、締約国に対し、カルタヘナ議定書に基づく <u>自国の義務の履行状況</u> を監視し、及びこの議 定書を実施するためにとった措置につき、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国 会議に報告することを要求しています		
168. あなたの国は、カルタヘナ議定書の実 行のための監視及び強制力のある実行 システムが設置されていますか?	はい       いいえ       いいれ       はい       はい      はい       はない       はない      はない       はない	
責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書 まだ補足議定書の締約国になっていないカルタヘナ議定書の締約国も以下の質問に回答するようお 願いします。		
169. あなたの国は、この議定書の責任及び 救済についての名古屋・クアラルンプ ール補足議定書の締約国ですか?	はい       いいえ       いいえ       はい       はい      はい      はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい      はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい       はい	
170. 質問169に対して「いいえ」と回答した場合、補足議定書の締約国になるために実施している国家的プロセスはありますか?	<ul><li>□ はい</li><li>□ いいえ</li></ul>	
171. あなたの国は、この捕捉議定書を実施 するため、必要とされる措置を導入し ていますか?	<ul><li>図 国内措置が完全に整っている</li><li>□ 国内措置が部分的に整っている</li><li>□ 一時的な措置のみ導入している</li><li>□ 措置の原案のみ存在している</li><li>□ いかなる措置もとっていない</li></ul>	

172. 捕捉議定書を実施するため、どのよう な手段をとっていますか?	<ul> <li>□ 1つ又は複数の国内法令: [具体的に記入してください]</li> <li>□ 1つ又は複数の国内規制: [具体的に記入してください]</li> <li>□ 1つ又は複数の指針: [具体的に記入してください]</li> <li>□ いかなる手段もとっていない</li> </ul>
173. あなたの国には、以下の場合に講じなければならない対応策を要求する、行政上又は法律上の枠組みがありますか?	
a. LMOに起因する損害の場合。	はい       いいえ
b. 対応策をとらなければ損害が発生する 可能性が十分にある場合。	はい       いいえ
174. 質問173aに「はい」と回答した場合 、これらの枠組みによって事業者に 要件が課されますか(該当するもの 全てを選択してください)?	<ul> <li>□ はい、事業者は権限のある当局に損害を通報しなければなりません</li> <li>□ はい、事業者は損害を評価しなければなりません</li> <li>□ はい、事業者は対応策をとらなければなりません</li> <li>□ はい、他の要件があります。[具体的に記入してください]</li> <li>□ いいえ</li> </ul>
175. 質問173aに対して「はい」と回答した 場合、これらの枠組みでは損害を避け るための対応策を講じるよう事業者に 要求していますか?	はい       いいえ       いいえ       ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
176. 質問173a又は質問173bに対して「はい」と回答した場合、これらの枠組みでは「事業者」の定義を規定していますか?	はい       いいえ

、 可	[問176に「はい」と回答した場合は 以下のいずれが「事業者」にあたる 「能性がありますか(該当するもの全 「を選択してください)?		許可保持者 LMOを市場に出した者 開発者 製造者 通告をした者 輸出者 輸入者 運送者 供給者 その他:[具体的に記入してください]
ਣੇ	限のある当局が、捕捉議定書に記載 れた役割を果たすことが定められて ますか?		はい:財務省、文科省、厚生労働省、農林 水産省、経済産業省、環境省 いいえ
権る	[問178に「はい」と回答した場合、 [限のある当局はどのような手段をと っことができますか(該当するもの全 「を選択してください)?		損害を起こした事業者を特定する 損害を評価する 事業者が講じなければならない対応策を決 定する 対応策を実施する 損害の評価及び事業者による対応策の実施 に関する費用及び経費を回収する その他:遺伝子組換え生物等の使用者に対 し、対応措置の実施を命ずる。
対	なたの国は、LMOに起因する損害に する財政上の保障を規定するための 賃置がありますか?	_	はい
どあ	[問180に「はい」と回答した場合、 「のような種類の財政上の保障措置が らりますか(該当するもの全てを選択 ってください)?		資金源を保障する根拠を示す要件 強制保険 基金を含む政府の計画 その他:[具体的に記入してください]
に 手 な す	なたの国には、LMOに起因する損害 対処する民事責任に関する規則及び 続きがありますか、又は、そのよう 損害が裁判所の判決で認めらていま か(該当するもの全てを選択してく ざい)?		はい、民事責任の措置で はい、裁判所の判決で はい、他の要件で。[具体的に記入してく ださい] いいえ

# CBD/CP/MOP/DEC/9/5 34ページ

183.	あなたの国では、LMOsに起因する損害 の発生がありましたか?	<ul><li>□ はい: [具体的に記入してください]</li><li>☑ いいえ</li></ul>	
184.	質問183に対して「はい」と回答した 場合、対応策をとりましたか?	<ul><li>□ はい: [具体的に記入してください]</li><li>□ いいえ</li></ul>	
185.	この議定書の責任及び救済についての名古屋 けてあなたの国で行われている取り組みにつ		
	[日本はNKL補足議定書締約国であり、2018年3月5日にカルタヘナ法が改正されました。		
	具体的には、カルタヘナ法に基づく承認等を受けずに、違法に遺伝子組換え生物等を使用(輸入・流通・栽培等)した結果、生物の多様性への悪影響(指定された種や地域に係る、生息密度の低下、生息地の面積の減少、生息環境の悪化等)が生じた場合、その使用者は、その回復を図るために必要な措置(例えば生息環境の整備、人工増殖・再導入等)を行うことが求められます。		
	生物多様性に悪影響が生じた場合の具体的な 今後検討して参ります。]	対応措置については、海外の事例も参考にしつつ、	
	その他の	情報	
186.	各国におけるカルタヘナ議定書及び捕捉議员の国が直面した困難又は障害を含む)があれ		
	[2017年、フィンランド政府による遺伝子組換えペチュニアを確認したとの公表を受けて、 我が国においても調査を行ったところ、カルタヘナ法に基づく承認を受けていない遺伝子組 換えペチュニアが販売されていたことが確認された。このことから、当該品種の回収及び廃 棄を指導するとともに、関係業界等に対し広く注意喚起を行った。]		
####################################			
我口言以にフいてのコグノー			
187.	この報告書を記入する上での問題など、その	O他情報があれば以下に記入してください。	
[ ]	[記入欄		

\_\_\_\_\_